

中央卸売市場（南港市場除く）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度大阪市中央卸売市場本場自動火災報知設備修繕(その2)	19(産業用機器)	ニッタン(株)	1,210,000	令和8年1月16日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-
2	令和7年度大阪市中央卸売市場本場監視カメラ設備修繕	19(産業用機器)	(株)JVCケンウッド・公共産業システム	1,055,560	令和8年2月12日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-
3	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排水設備緊急修繕	19(産業用機器)	日本空調サービス(株)	1,078,000	令和8年1月16日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号	G17	-
4	大阪市中央卸売市場東部市場水産冷却塔(CT-6)修繕	19(産業用機器)	三菱ケミカルインフラテック(株)	1,133,000	令和8年1月13日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-
5	大阪市中央卸売市場東部市場塵芥処理設備修繕その2	19(産業用機器)	新明和工業(株)	2,563,000	令和8年1月28日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場本場自動火災報知設備修繕（その2）

2 契約の相手方

ニッタン株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、本場に設置されている自動火災報知設備の部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるニッタン株式会社のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるニッタン株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7966）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場本場監視カメラ設備修繕

2 契約の相手方

株式会社 JVC ケンウッド・公共産業システム

3 随意契約理由

本場内設置の監視カメラ設備の一部が故障により使用できない状態となっているため、部品の取替及び修理、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者である株式会社 JVC ケンウッドのみが有している。

また、本設備を製造及び点検整備の両面から一体的に施工させることにより、責任の一元化を図ることができる。

しかし、株式会社 JVC ケンウッドが製作した監視カメラ用ハードディスクレコーダを含む監視カメラ設備の保守サービス業務全般・修理業務全般は、系列会社である株式会社 JVC ケンウッド・公共産業システムに移管をしており、株式会社 JVC ケンウッド・公共産業システムは、株式会社 JVC ケンウッドの製品の構造、仕組に関する情報や技術の提供を受けることができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7966）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排水設備緊急修繕

2 契約の相手方

日本空調サービス株式会社

3 随意契約理由

本件は、令和8年1月14日に業務管理棟2階の防災センターの天井より水漏れが発生したと連絡を受け、現地を調査したところ天井に設置の空調機のドレン排水が逆流し計3室の天井から漏れだしていることが判明した。直ちに漏水を止めるべく逆流原因を調べたところ、各階のドレン排水が流れ込むメインの配管が詰まって排水ができずドレン排水が逆流していることが分かったが、メイン配管には配管の清掃を行う点検口が設置されておらず、メイン配管を一部撤去し清掃を行う必要がある。

現在、天井からの水漏れはバケツで受けている状況であり、防災センターの業務に支障が出ている。また、ドレン排水の発生量が増加した場合には同様な水漏れが他の室内にも及び、施設利用者の身体、財産に影響を及ぼす恐れがあるため、早急に修繕を行う必要がある。

本修繕にあたっては、早急に現地での修繕対応が可能な業者を選定する必要があるため、大阪市入札参加登録種目のうち給排水衛生冷暖房工事で登録している業者で、3者を選定し照会を行った結果、早急に現場確認及び修繕作業が可能との回答があったのは、日本空調サービス株式会社のみであった。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号に基づき上記業者と契約締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場水産冷却塔（CT-6）修繕

2 契約の相手方

三菱ケミカルインフラテック株式会社

3 随意契約理由

本件は、水産冷却塔（CT-6）の点検を実施していたところ、ファンモーターが経年劣化により機能低下していることが判明したため実施するものである。

当該設備が正常に機能しなければ、市場運営に支障を来す恐れがあることから、本修繕を行う必要がある。

当該設備は、三菱ケミカルインフラテック株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

なお、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、三菱ケミカルインフラテック株式会社のみである。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3955）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場東部市場塵芥処理設備修繕その2

2 契約の相手方

新明和工業株式会社

3 随意契約理由

本件は、塵芥処理設備の定期保守点検において、それら各種構成部品の経年劣化の進行が報告され、補修が必要であることが判明したため実施するものである。

当該設備が正常に機能しなければ、市場運営に支障を来す恐れがあることから、本修繕を行う必要がある。

当該設備は、新明和工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

なお、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業株式会社のみである。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3955）